

1 【10 相続放棄申述事件 却下した事例】

2 平成27年(家)第×号 相続放棄申述事件

3 審 判

4 本籍 A県B市C町××番地

5 住所 A県B市D町×丁目×番×号

6 申 述 人 甲 野 花 子

7 本籍 E県F市G町××番地

8 最後の住所 E県F市H町×丁目×番×号

9 被 相 繼 人 甲 野 太 郎

10 昭和53年4月×日死亡

11 主 文

12 1 申述人の相続放棄の申述を却下する。

13 2 手続費用は申述人の負担とする。

14 理 由

15 1 本件記録によると、申述人は、被相続人の配偶者であり、被相続人が昭和53
16 年4月×日に死亡したことにより、その相続人となつたことが認められる。

17 2 民法915条1項に定める相続放棄の熟慮期間は、相続人が、相続開始の原因
18 となつた事実及びこれにより自己が相続人であることを知つた時から起算すべ
19 きものであるが、相続人が上記事実を知つた時から3か月以内に限定承認又は
20 放棄をしなかつたのが、相続財産が全く存在しないと信じたためあり、かつ、
21 このように信じるについて相当な理由がある場合には、熟慮期間は相続人が相
22 繼財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識し得べき時から
23 起算するのが相当である（最高裁判所昭和57年（オ）第82号同59年4月
24 27日第二小法廷判決・民集38巻6号698頁）。【注】

25 3 本件記録によると、申述人は、平成27年7月3日付けのE県××県税事務所

1 作成の「固定資産税・都市計画税の名義に関する『地方税法第343条第2項
2 の規定による納税義務者の届出書』の提出についてのお願い」と題する書面
3 （以下「本件文書」という。）を同月4日頃受領していること、本件文書にお
4 いては、相続財産である被相続人名義の土地があること、申述人が相続人の一
5 人であり、同土地の固定資産税等の納税義務者として課税することが記載され
6 ていること、申述人は同年12月15日に本件申述をしたことが認められる。

7 4 上記3で認定した事実によると、申述人は、遅くとも本件文書を受領した平成
8 27年7月4日頃には、本件文書により相続財産の一部の存在を認識していた
9 と認められるから、熟慮期間もその頃から起算するのが相当である。

10 そうすると、本件申述は、上記3で認定したとおり、同年12月15日に当庁
11 に申述されたものであるから、その熟慮期間は既に経過していることは明らかで
12 ある。

13 なお、申述人は、長男に相続放棄の手続を依頼し、同人が手続を行ったものの
14 仕事や他の手続に追われて申述書の提出が遅れた旨述べているが、これが熟慮
15 期間の起算点を後にする理由にならない。

16 5 よって、本件申述は不適法であるから、これを却下することとし、主文のとお
17 り審判する。

18 平成28年×月×日

19 E家庭裁判所

20 裁判官

○ ○ ○ ○

21 【注】その他の裁判例として、高松高等裁判所平成12年（ラ）第134号平成13年1
22 月10日決定棄却、最高裁判所平成13年（許）第1号同年10月30日第三小法廷決
23 定・家裁月報54巻4号66頁・2002年、東京高等裁判所平成13年（ラ）第227
24 5号平成14年1月16日決定棄却、最高裁判所平成14年（許）第6号同年4月26日
25 第三小法廷決定・家裁月報55巻11号106頁・2003年参照。民法915条1項の

1 熟慮期間の起算点に関する最高裁判所決定及び下級審の裁判例につき、尾島明「民法 91
2 5条1項の熟慮期間の起算点－昭和59年4月27日最高裁第二小法廷判決の射程の問題
3 を中心にして－」（家庭裁判月報54巻8号1頁以下・2002年），遠藤賢治「民法 9
4 15条1項所定の熟慮期間の起算点－訴訟と非訟のねじれ現象」（法曹時報63巻6号1
5 頁以下・2011年）参照